茨城県報　第１１０９号

平成11年11月11日

木　曜　日

目　　次

告　　示

ページ
◉一般廃棄物処理施設の設置の許可申請（廃棄物対策課）……1
◉産業廃棄物処理施設の設置の許可申請（廃棄物対策課）……2
◉保険医及び保険薬剤師の登録（保険課）……3
◉第二種大規模小売店舗に関する公示（２件）（商業流通課）……3
◉換地計画の決定（２件）（農地整備課）……4
◉土地収用法による事業の認定（用地課）……4
◉土地改良区役員の就退任（土地改良事務所）……5
◉土地改良区役員の退任（土地改良事務所）……5

公　　告

◉家畜伝染病の発生及び転帰の報告（畜産課）……6
◉開発行為の工事完了（２件）（建築指導課）……6
◉道路の位置の指定（建築指導課）……6

告　　示

茨城県告示第１１８８号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）第８条第１項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置許可申請があったので，法第８条第４項の規定等により，次のとおり告示する。

平成１１年１１月１１日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　申請の内容及び縦覧場所等

申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社日の丸商事　代表取締役　山口敬子 つくば市大字田中２１２６－２
一般廃棄物処理施設の設置の場所	つくば市大字作谷字和台原１４９４－１　外１１筆
一般廃棄物処理施設の種類	ごみ処理施設（焼却）
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	可燃ごみ
申請年月日	平成１１年１１月４日
関係書類の縦覧場所	茨城県生活環境部廃棄物対策課 水戸市笠原町９７８番６ つくば市市民環境部ごみ対策課 つくば市大字水守字上沢２３３９番地
縦覧期間	平成１１年１１月１１日から平成１１年１２月１１日まで
縦覧時間	午前９時から午後５時まで

２　意見書の提出等

当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有するものは，次により生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

なお，意見書は日本語により記載するものとする。

⑴　提出期限

平成１１年１２月２５日

⑵　提出先

茨城県生活環境部廃棄物対策課

水戸市笠原町９７８番６

⑶　意見書に記載すべき事項

ア　意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ　申請書の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ウ　一般廃棄物処理施設の種類

エ　生活環境の保全上の見地からの意見

茨城県告示第１１８９号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）第１５条第２項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可申請があったので，法第１５条第４項の規定等により，次のとおり告示する。

平成１１年１１月１１日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　申請の内容及び縦覧場所等

申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社日の丸商事　代表取締役　山口敬子 つくば市大字田中２１２６－２
産業廃棄物処理施設の設置の場所	つくば市大字作谷字和台原１４９４－１　外１１筆
産業廃棄物処理施設の種類	汚泥の焼却施設，廃油の焼却施設及び産業廃棄物の焼却施設
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類	木くず，紙くず，繊維くず，廃油，廃酸，廃アルカリ，汚泥（有機質）及び動植物性残さ
申請年月日	平成１１年１１月４日
関係書類の縦覧場所	茨城県生活環境部廃棄物対策課 水戸市笠原町９７８番６ つくば市市民環境部ごみ対策課 つくば市大字水守字上沢２３３９番地
縦覧期間	平成１１年１１月１１日から平成１１年１２月１１日まで
縦覧時間	午前９時から午後５時まで

２　意見書の提出等

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有するものは，次により生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

なお，意見書は日本語により記載するものとする。

⑴　提出期限

平成１１年１２月２５日

⑵　提出先

茨城県生活環境部廃棄物対策課

水戸市笠原町９７８番６

⑶　意見書に記載すべき事項

ア　意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ　申請書の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ウ　産業廃棄物処理施設の種類

エ　生活環境の保全上の見地からの意見

茨城県告示第１１９０号

健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４３条の５第１項の規定により，次の医師及び歯科医師並びに薬剤師を保険医及び保険薬剤師に登録した。

平成１１年１１月１１日

茨城県知事　橋　本　　昌

氏　　名	登　録　記　号　番　号	登　録　年　月　日
山　本　文　相	茨歯３３６５	平成１１年１０月２２日
原　喜　史　雄	茨薬３６７２	平成１１年１０月２０日
上　村　宏	茨薬３６７３	平成１１年１０月２０日
財　津　昌　子	茨薬３６７５	平成１１年１０月２５日

茨城県告示第１１９１号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については，調整が行われることがあるので，大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和４８年法律第１０９号）第３条第２項の規定により，公示する。

平成１１年１１月１１日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　届出者の氏名又は名称

株式会社　スーパーカドヤ

２　建物の名称及び所在地

スーパーカドヤ新原店

水戸市新原１丁目３０７８番６２　外

茨城県告示第１１９２号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については，調整が行われることがあるので，大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和４８年法律第１０９号）第３条第２項の規定により，公示する。

平成１１年１１月１１日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　届出者の氏名又は名称

水戸市

２　建物の名称及び所在地

（仮称）赤塚ショッピングプラザ

水戸市赤塚１丁目１８６７番１　外

茨城県告示第１１９３号

土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第８９条の２第１項の規定により県営農林地一体開発整備パイロット事業水府地区（牛込換地区）に係る換地計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成１１年１１月１１日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　縦覧に供する書類

換地計画書の写し

２　縦覧期間

平成１１年１１月１２日から

平成１１年１２月１０日まで

３　縦覧場所

水府村役場

茨城県告示第１１９４号

土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第８９条の２第１項の規定により県営農林地一体開発整備パイロット事業水府地区（要害換地区）に係る換地計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成１１年１１月１１日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　縦覧に供する書類

換地計画書の写し

２　縦覧期間

平成１１年１１月１２日から

平成１１年１２月１０日まで

３　縦覧場所

水府村役場

茨城県告示第１１９５号

土地収用法（昭和２６年法律第２１９号）第２０条の規定に基づき事業の認定をしたので，同法第２６条第１項の規定により，次のとおり告示する。

平成１１年１１月１１日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　起業者の名称

友部町

２　事業の種類

北川根地区農業集落排水処理施設整備事業及びこれに伴う附帯事業

３　起業地

⑴　収用の部分

茨城県西茨城郡友部町大字仁古田字堤ノ下地内

⑵　使用の部分

茨城県西茨城郡友部町大字仁古田字堤ノ下地内

４　土地収用法第２６条の２第２項の規定による図面の縦覧場所

友部町役場

茨城県告示第１１９６号

猿島郡総和町大字前林５００番地に事務所を置く釈水土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨，土地改良法(昭和２４年法律第１９５号) 第１８条第１６項の規定により届出があったので，同条第１７項の規定により公示する。

平成１１年１１月１１日

茨城県境土地改良事務所長　小　嶋　宇　内

１　退　任

住所	職名	氏名
猿島郡総和町大字前林1113番地	監事	大竹正男
猿島郡総和町大字水海2556番地の１	〃	吉岡政藏
猿島郡総和町大字磯部1356番地	〃	小沼歳雄
猿島郡境町大字塚崎737番地の１	〃	関貞夫

２　就　任

住所	職名	氏名
猿島郡総和町大字水海81番地	監事	小池誠一
猿島郡総和町大字釈迦90番地	〃	鈴木文藏
猿島郡総和町大字高野1779番地	〃	落合甚一
猿島郡総和町大字前林1285番地	〃	飯田和夫

茨城県告示第１１９７号

水海道市大生郷町３０６２番地に事務所を置く菅原土地改良区から次のとおり役員が退任した旨，土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第１８条第１６項の規定により届出があったので，同条第１７項の規定により公告する。

平成１１年１１月１１日

茨城県下館土地改良事務所長　原　周二

住所	職名	氏名
水海道市大生郷町3936番地	理事	坂野正徳

公　　告

◉家畜伝染病の発生及び転帰の報告

家畜伝染病予防法（昭和２６年法律第１６６号）第１３条第４項の規定により家畜伝染病の発生及び転帰について次のとおり報告があったので同条第５項により告示する。

平成１１年１１月１１日

茨城県知事　橋　本　　昌

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	発生頭群数	発生場所	発生年月日	転帰
ヨーネ病	牛	患畜	１頭	新治郡八郷町大塚	平成11年10月18日	家畜伝染病予防法第17条の規定により殺処分

◉開発行為の工事完了

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条の許可に係る開発行為について，次の区域の工事が完了したので，同法第３６条第３項の規定により公告する。

平成１１年１１月１１日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

ひたちなか市稲田字原野１１６６番１，１１６９番３の一部，同番４

２　事業主の住所及び氏名

日立市中丸町２丁目３番２号

郡司不動産株式会社

代表取締役　郡司一見

１　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

新治郡千代田町大字下稲吉字大塚道１６１８番１，１６１８番２

２　事業主の住所及び氏名

新治郡千代田町大字下稲吉１４４６番地

木村義一

◉道路の位置の指定

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成１１年１１月１１日

茨城県知事　橋　本　　昌

指定番号	指定年月日	申請者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏名	住所		幅員	延長
北総建指令 第 1298 号	平成 11．11．1	有限会社 富士不動産 代表取締役 高丸　清	東茨城郡内原町杉崎 1048番地	西茨城郡友部町南友部 字十三塚1958番１，同番３	メートル 4.48	メートル 29.97

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行 休日の場合は繰下発行）（定価送料とも１月 金　３，０６０円）

発　行　茨　城　県

購読申込先　〒310－8555　茨城県水戸市笠原町978番６

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号　029（301）１１１１（代）